

業務委託仕様書

1 委託業務名称

京都ディープテック事業化支援プロジェクト企画・運営業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

3 事業の趣旨及び目的

国際競争力の高い次世代産業を育成するためには、研究開発をベースとした高度な技術であるディープテック分野(※)のスタートアップを創出し、成長させる必要がある。京都の大学には、ライフサイエンス・バイオ、環境・エネルギー等の分野を中心に多数の研究者が在籍しており、ディープテック分野の研究シーズが数多く存在している。

一方で、ディープテック分野のスタートアップ創出に向けては、起業志向の研究者が少ない、経営人材が不足しているといった課題があり、研究成果の事業化や起業家の育成などに対する支援が必要となっている。

このため、市内大学等と連携し、有望な研究シーズの事業化支援や経営を担う人材の発掘・育成、将来の最高技術責任者（CTO）候補である研究者と、最高経営責任者（CEO）候補である起業志望者のマッチング等を行うことで、ディープテックスタートアップの創出につなげるとともに、スタートアップエコシステムの強化を図る。

※ 特定の自然科学分野での研究を通じて得られた科学的な発見に基づく技術であり、国や世界全体で解決すべき経済社会課題の解決など社会にインパクトを与えられるような潜在力のある技術

4 委託内容

本業務は、上記3の目的の達成のため、次に掲げる事項を実施するものとする。

事業の趣旨を実現するために追加すべき取組がある場合は、積極的に提案するとともに、京都市及び（公財）京都高度技術研究所と協議のうえ、必要に応じて実施するものとする。

(1) 実施内容

ア （公財）京都高度技術研究所と連携した研究シーズの事業化支援

(ア) 大学等とのネットワーク構築

京都市内に本部を置く大学及び付属の研究所などの産学連携窓口の担当者と面談し、在籍する研究者の研究内容等を把握する。

(イ) 研究シーズの発掘

京都市内に本部を置く大学等の研究者と面談し、研究の社会実装化の意向等を確認するとともに、事業化の見込みがある研究シーズを把握する。特に社会実装化志向の強い研究

シーズについては、起業志望者への情報提供に関する許諾を得る。

(ウ) 事業化に向けての検討

上記(イ)において許諾を得た研究シーズから、特に有望な5件程度を抽出し、事業化した場合の想定顧客層や効果的な販売手法、知的財産戦略等を検証。事業化に必要な情報等を収集・整理・分析する。

(エ) フィードバック

検証した内容を大学等の研究者へフィードバックするとともに、下記イのプログラム参加者など、本市が認めた起業志望者へ情報提供を行う。

イ ディープテック起業家育成プログラム

京都市・関西圏や首都圏等において起業志望者を発掘するとともに、ディープテック起業家の育成に向け、経営戦略の策定、大学の研究シーズを用いた事業プランの作成など、ディープテックに関する知見を得られる実践的なプログラムを年5回程度実施する。

ウ 研究者と起業家のマッチング

ディープテックスタートアップの起業に向け、大学等の研究者と起業志望者が個別に面談できる場を年間3回以上設定する。

(2) 実施内容に係る留意事項

- ・ 実施内容の検討にあたっては、ディープテックスタートアップの創出に向けた実践的な内容とすること。
- ・ 本業務の実施に当たっては、当プロジェクトの取りまとめを行う（公財）京都高度技術研究所に全面的に協力することとし、本業務で得た情報は積極的に開示、共有すること。
- ・ 少なくとも月に1回は、（公財）京都高度技術研究所とともに、京都市へ、事業の進捗報告、情報共有をする場を設けること。（オンライン開催可）

＜（公財）京都高度技術研究所と連携した研究シーズの事業化支援＞

- ・ 大学等の研究者とは、大学及び付属の研究所等において理系分野の研究に携わる者を指す。（任期は問わない）
- ・ 大学等とのネットワーク構築にあたっては10以上の大学・研究所を訪問すること。
- ・ 研究シーズの発掘業務において面談する大学等の研究者は、30名以上を目標とし、特定の大学等に偏らないように配慮すること。
- ・ 大学の産学連携窓口や大学等の研究者と面談した際は、必ず面談記録を作成し、京都市及び（公財）京都高度技術研究所に提出すること。
- ・ 事業化に向けての検討の対象の抽出に関しては、事前に京都市及び（公財）京都高度技術研究所と協議した上で決定すること。

- ・ 知的財産に係る情報管理については特に注意すること。

＜ディープテック起業家育成＞

- ・ 参加者を一般公募すること。
- ・ 参加目標数はプログラム1回あたり30名程度とする。
- ・ 全5回程度の講座については同一内容を複数開催することを妨げないが、参加者のニーズや属性、習熟度等を考慮した内容とすること。
- ・ オンラインも併用した形式で開催し、首都圏等遠方からも参加しやすくするなど、より多くの参加者を募る手法を工夫すること。

(3) 実施期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 事業実施報告

本業務終了後、令和8年3月31日までに、事業終了後報告書を提出すること。報告書作成にあたっては、本業務結果の分析内容を踏まえたものとするとともに、チラシ等、本業務の推進にあたって作成した成果物を添付すること。

5 成果物

- ・ 事業報告書 3部
- ・ 事業報告書 データー一式

6 契約要件

(1) 契約形態

委託契約

(2) 委託金額の上限

27,000,000円（消費税及び地方消費税込）

委託金額には、講師費用、会場費、チラシ作成など全てを含む。

(3) 支払い

受託者からの請求により支払う。原則精算払いとするが、必要に応じて、前金払いを認める。

7 その他留意事項

- (1) 募集要項及び本仕様書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と京都市が協議のうえ、決定することとする。
- (2) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に京都市及び（公財）京都高度技術研究所と連絡調整を行うこと。

- (3) 受託者は、本業務で知りえた情報及び業務に係る内容を第三者に漏らすことや、自己の利益その他の目的のために利用することはできない。
- (4) 講座等で撮影した記録写真の公開や、講演内容を公開することについては、必要な関係者に事前の了解を得るものとする。
- (5) 本業務を通じて著作権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て京都市に帰属するものとする。
- (6) 本事業の一部を再委託する場合は、あらかじめ京都市の承諾を得ること。

個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書

(個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況申出書の提出)

第1条 受注者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあつては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「受注者」という。）は、委託業務を開始する前に、京都市（以下「発注者」という。）が定める「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」を提出し、発注者による個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況の確認を受けなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(個人情報総括管理者)

第3条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるために、個人情報総括管理者及び個人情報管理責任者を置かなければならない。

(従業者の監督)

第4条 受注者は、従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、従業者に対し、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の適正な管理)

第5条 受注者は、委託業務に係る個人情報の漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う委託業務を行う区域を設定し、その区域内に限って個人情報を取り扱うこと。
- (2) 個人情報を取り扱う機器、個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等に関し、金庫、施錠が可能な保管庫、セキュリティワイヤー等での施錠又は入退室管理の可能な保管室等による保管すること。
- (3) 個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等を外部に運搬するとき、電子データに対し暗号化処理を施した上で記録する等、適切な安全管理措置を講じること。
- (4) 個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、委託業務の従事者全員に対して実施すること。
- (5) 個人情報を取り扱う作業を行う電子計算機に、セキュリティ対策のソフトウェアを導入し、そのソフトウェアを常に最新の状態に保つこと。

(再委託の制限)

第6条 受注者は、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、発注者の承諾を得て委託業務を再委託し、又は請け負わせるときは、その者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

3 第1項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(個人情報の目的外利用の禁止)

第7条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を委託業務における利用の目的を超えて利用してはならない。

(個人情報の第三者提供の禁止)

第8条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、第6条第1項のただし書に基づき、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

(個人情報の不正な複製等の禁止)

第9条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を当該処理の用以外の用に供する目的で複写又は複製をしてはならない。

(遵守状況の報告)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を受注者に求めること及び当該取扱いについて受注者に適切な措置をとるよう指示することができる。

2 受注者は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(立入調査等)

第11条 発注者は、受注者及び再委託先が委託業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時、受注者（委託業務の一部を再委託している場合は、当該再委託先を含む。以下この条において同じ。）の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

2 発注者は、この共通仕様書に係る受注者の個人情報の取扱いが不適当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。

3 受注者は、前2項の検査等を拒むことができないものとする。

(提供した資料の返還)

第12条 受注者は、委託業務を処理するために委託者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、委託業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(事故の発生の報告義務)

第13条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生したときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第14条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

(1) 委託業務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき事由による個人情報の漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この共通仕様書に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受注者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、受注者が負うものとする。